

資料 1

# 日本学術会議第 1 8 6 回総会資料

(第 2 5 期 第 6 回)

令和4年 12月 8日(木)

12月21日(水)

日 本 学 術 会 議



# 第186回総会日程

— 第25期第6回 —

|          | 11:00  | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 14:30 | 16:30  | 17:00       | 18:00 |
|----------|--|-------|-------|-------|-------|--|-------------|-------|
| 12月8日(木) | <b>総会①</b><br>・オンライン参加の併用<br>・会長活動報告<br>・副会長活動報告<br>・各部活動報告<br>・若手アカデミー活動報告<br>・年次報告<br>・会員候補者選考方針の改正<br>・次期会員・連携会員の選考に関する説明 | 昼休み   |       | 部会    |       | <b>総会②</b><br>・学術会議の在り方に関する政府方針への対応①<br>・会員任命問題への対応① | <b>幹事会①</b> |       |

|           | 10:00  | 12:00 | 13:00 | 16:00  | 16:30 | 18:00       |
|-----------|--|-------|-------|--|-------|-------------|
| 12月21日(水) | <b>総会③</b><br>・学術会議の在り方に関する政府方針への対応②<br>・会員任命問題への対応② | 昼休み   |       | <b>総会④</b><br>・学術会議の在り方に関する政府方針への対応③<br>・会員任命問題への対応③ |       | <b>幹事会②</b> |

(上記の日程は、変更される場合があります。)



|     |       |
|-----|-------|
| 提   | 1     |
| 総 会 | 1 8 6 |

## 提 案

日本学術会議第186回総会及び部会における  
オンライン参加の併用について

- 1 提案者 会長
  
- 2 議 案 標記について、別紙に基づき承認を求めること
  
- 3 提案理由 「日本学術会議総会におけるオンライン参加の併用についての考え方」  
(令和3年2月25日日本学術会議第308回幹事会決定) 3.(2)の  
規定に基づき、日本学術会議第186回総会及び部会におけるオンライ  
ン参加の併用について承認を求めるものである。



## 日本学術会議総会におけるオンライン参加の併用についての考え方

令和3年2月25日  
日本学術会議第308回幹事会決定

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本学術会議では総会の開催のあり方をめぐって試行錯誤を重ねてきた。令和2年7月の第180回総会は、特例的にオンライン参加者を正規の出席者に加えることにより定足数を満たして成立し、第25期会員候補者の決定を行った。他方、同年10月の第181回総会は、第180回総会と同様の事態も想定して準備されたものの、日本学術会議庁舎での出席者（以下、現地出席者）のみで定足数を満たしたため、オンライン参加者は発言権のみ認められるオブザーバーとして扱われ、会長互選や議決は現地出席者のみにより行われた。ただし、第181回総会会期中に開催された各部会では、現地出席者のみで定足数を満たした場合も含めて、オンライン参加者も正規の出席者として扱われた。このように、オンライン参加を併用して総会を開催した場合に会員の権利の扱いに差異が生じたのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による危機的状況に余儀なくされたものであった。しかしすでに数回の試行を重ねており、同様の状況がなおしばらく繰り返される可能性があることから、第182回総会に先立ち、総会開催時のオンライン参加の併用のあり方についての一般原則を定めることとする。

まず、日本学術会議法第23条第2項は、最高議決機関としての総会は「年二回会長がこれを招集する」と定めている（臨時総会は除く）。他方で第24条第1項は「総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない」としている。

ここでいう「出席」は、国会の定足数を定めた憲法第56条を始め日本の法制で従来採用されてきた解釈に則して解されるべきであり、日本学術会議が安易に解釈変更できるものではない。現状でも国会は国会議事堂における出席を求めており、「出席」とは定められた（実体性をもった）議場での参加を意味するとするのが第一義的な解釈である。したがって、日本学術会議の総会でも、可能な限り議場である日本学術会議庁舎講堂での参加を促すことが求められる。

他方、年2回の総会の開催という日本学術会議法のもう一つの要請を満たすため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下でも全会員に学術会議庁舎への参集を義務的に求めるのが妥当かどうかは考慮を要する問題である。これについて、例外的措置としてオンライン参加を限定的・抑制的に認めるというのが過去2回の総会開催時の判断であった。同時に、オンライン参加を併用する際の発言権・投票権・議決権などの会員の権利行使をどのように認めるかが課題となり、上述の通り、結果的に過去2回の総会では扱いに差異が生じた。医療業務に従事する会員、重症化リスクを抱えた会員などの権利保障を考慮した際に、ここには問題が残ったと言わなければならない。以上から、今後の総会開催に当たっては、以下のように対応することが妥当であると考えられる。

## 1. 総会開催時のオンライン参加併用の扱いについて

- (1) 総会への「出席」とは、第一義的には定められた議場での参加を意味するとの解釈を引き続き維持する。
- (2) その上で、「例外的な緊急事態」と判断された場合に限り、オンライン参加の併用を可とするが、その判断は、総会ごとにその都度行わなければならない。
- (3) オンライン参加の併用により総会を開催する場合には、現地出席者とオンライン参加者との権利を同等に扱う。
- (4) オンライン参加の併用は抑制的とし、総会としての法的正統性を担保できるだけの厳格な手続きを定める。
- (5) その場合も、可能な限り多くの会員が議場で参加するように促すとともに、現地出席者の安全を確保するための措置を十分に採ることとする。

## 2. 「例外的な緊急事態」の判断

- (1) 総会開催に際してオンライン参加の併用を可とする「例外的な緊急事態」の判断は、総会開催の1か月前を目途として、国の緊急事態宣言や東京都その他の地方公共団体によるそれに類する宣言等（自粛要請などを含む）も踏まえながら、当該事象の専門家である会員の意見も徴して幹事会において行う。ただし、総会直前での災害の発生などにより、そのいとまがない場合には、この限りでない。
- (2) 幹事会の判断に基づき、会長は「例外的な緊急事態」であることを宣言し、会員に向けてこれを周知する。

## 3. オンライン参加の併用により総会を開催することの決定

- (1) 会長による「例外的な緊急事態」であることの宣言を受けて、全会員に対して総会をオンライン参加の併用により開催することに対する可否を問い、会員の二分の一以上の回答があり、回答者の過半数が可とした場合は、オンライン参加の併用による総会の開催の準備を行う。ただし、総会直前での災害の発生などにより、そのいとまがない場合には、この限りでない。（予備的承認）
- (2) オンライン参加の併用により開催される総会の冒頭において、会長が再度「例外的な緊急事態」であることを確認し、オンライン参加の併用により開催するとともに、現地出席者とオンライン参加者とが同等の権利を行使できることについて総会としての承認を求めて議決を行う。（正規の承認）

## 4. 部会の扱いについて

- (1) 総会会期中に行われる部会の開催方法は、総会に準じた扱いとする。
- (2) 総会会期中以外の時期に行われる部会の開催方法は、各部において決定する。

## 5. オンライン参加の併用時の議決等の扱いについて

- (1) 投票の秘密の担保が要請されない「挙手」による議決については、現地出席者は議場で実際に挙手を行い、オンライン参加者はオンライン会議システムにおけ



る投票機能を利用してこれを行う。

- (2) 会長選挙等の秘密投票が要請される場合については、現地出席者及びオンライン参加者のいずれもオンライン会議システムにおける投票機能を利用して行うなど、別途、技術的な措置を講じて対応する。

#### 6. オンライン参加の併用により開催する場合のその他の留意点

- (1) オンライン参加を併用する場合も、本来の法の要請が現地出席であることを周知し、可能な限り現地出席するように会員に勧奨する。
- (2) 日本学術会議講堂だけでなく、日本学術会議庁舎内の会議室の併用、より広く換気設備の整った別会場の確保など、安全に配慮した措置を講ずる。
- (3) 議事日程を可能な限り縮減し、多数の会員が参集した状態が長く続かないように配慮する。

#### 7. 第182回総会に限っての留意点

- (1) 第182回総会では会員任命や日本学術会議の設置形態を含む「より良いあり方」など、繊細かつ十分な議論を求められる議題が予定されている。したがって、オンライン参加の併用となる場合においても、現地出席者のみでも定足数を満たし、総会としての正統性が最大限に確保されるように配慮する必要がある。
- (2) オンライン参加の併用により開催したものの、議事が紛糾して結論を得ることが困難な場合には、議長である会長の判断により休会又は延会などの措置を講じることを可能とする。

第 186 回総会の開催に当たっての「例外的な緊急事態」の判断について

〔 令和 4 年 1 0 月 2 4 日  
日本学術会議第 332 回幹事会決定 〕

新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、日本学術会議総会におけるオンライン参加の併用についての考え方（令和 3 年 2 月 25 日日本学術会議第 308 回幹事会決定）に基づき、現下の状況は総会開催に際してオンライン参加の併用を可とする「例外的な緊急事態」とであると判断する。